

耐震化について

1. 耐震化とは

昭和 56 年に建築基準法が改正され、建築物の構造計算等に関する基準が見直しされました。この見直し基準(以下「新耐震基準」といいます。)により建設された建築物は、概ね震度 6 強の地震に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いとされています。

このため、昭和 56 年以前の基準(以下「旧耐震基準」といいます。)で建設された建築物について耐震診断を行い、新耐震基準と同等以上の耐震性能(以下「耐震性」といいます。)があるかどうかを診断し、その結果、耐震性がないと診断された建築物については、計画的な耐震改修により耐震性を確保することをいいます。

2. 耐震診断とは

耐震診断とは、より詳細な調査の順に2次診断, 1次診断, 耐震化優先度調査等をいいます。診断方法としては、旧耐震基準で建設された建築物について、建設当時の図面や現地の状況を調査し、新耐震基準で建設された建築物と同等の耐震性があるかどうかを判定するものです。本市においては、補強対象の建築物については、原則として2次診断を行っています。

3. 判定の基準

耐震診断の判定基準として I_s 値(構造耐震指標)があります。 I_s 値は2次診断によって得られる数値で建築物の耐震性能を示します。国土交通省では安全の目安として、 I_s 値を 0.6 以上としており、値が大きいほど耐震性能が高いことを表します。

ただし、文部科学省では学校としての特殊性と地域の避難場所としての機能を加味し、安全の目安を I_s 値 0.7 以上としています。